

《「令和3年度長野県食品衛生監視指導計画」を策定しました》

長野県では、食品の安全性を確保するために、県が行う食品衛生に関する監視又は指導の計画を、食品衛生法に基づき、毎年度策定しています。

この度、県民の皆様からご意見をいただき、「令和3年度長野県食品衛生監視指導計画」を策定しましたので、お知らせします。

また、ご意見をお寄せいただいた県民の皆様には、厚く御礼申し上げます。

- 令和3年度長野県食品衛生監視指導計画の概要について
以下の3つを基本方針としています。

(1) 監視指導を 実施します

・過去の食中毒の発生状況等を踏まえた効果的かつ効率的な監視指導、HACCP※に沿った衛生管理に関する指導や流通食品等の検査

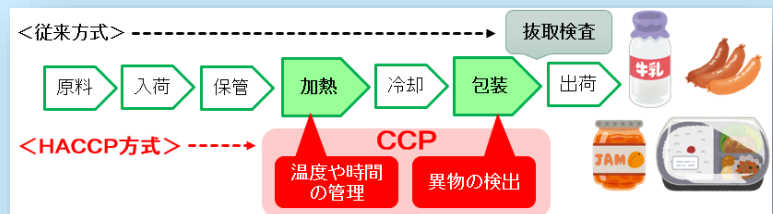
(2) 衛生管理を 支援します

・事業者自らが実施する衛生管理の促進
・人材の育成・資質の向上

(3) 県民と共に 進めます

・県民との意見の交換及び県民への情報提供
(リスクコミュニケーション)

※ HACCP (ハサップ) とは、食品の製造過程で衛生管理を行う上での重要なポイント (CCP) を定め、この CCP を確認することにより、最終製品の安全性を保證するシステムです。



- 監視指導計画及び県民意見の募集結果等の資料の閲覧について

計画及び関係資料は、以下のホームページで掲載しているほか、保健福祉事務所食品衛生相談窓口、県庁食品・生活衛生課、県庁行政情報センター及び地域振興局行政情報コーナーで閲覧等できます。

ホームページアドレス：

<http://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/kenko/shokuhin/shokuhin/shokuhin/keisai/r3kekaku.html>



●内容に関するご意見・お問い合わせ先

- ・長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課
(電話 026-235-7155, FAX 026-232-7288, 電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp)
- ・最寄りの保健福祉事務所 (保健所) 食品衛生相談窓口